

食品安全委員会第724回会合議事録

1. 日時 平成30年12月18日（火） 14：00～14：13

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3品目

[1] アミスルブロム [2] シモキサニル

[3] フルベンジアミド

(厚生労働省からの説明)

・農薬 1品目 (ポジティブリスト制度関連)

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

(農林水産省からの説明)

(2) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

農林水産省 石川畜水産安全管理課長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
橘評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 「アミスルブロム」、「シモキサニル」及び「フルベンジアミド」の
食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料 1－3 「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」の食品安全基本法
第24条第2項に基づく食品健康影響評価の依頼について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第724回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長、農林水産省から石川畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第724回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は3点でございます。

資料1－1が「食品健康影響評価について」、資料1－2が「『アミスルブロム』、『シモキサニル』及び『フルベンジアミド』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料1－3が「『カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ』の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価の依頼について」、以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から12月12日付で農薬3品目について、農林水産大臣から12月10日付で農薬1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして、説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、1剤目、農薬アミスルブロムでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定養成がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきまして、農薬登録がされており、トマト、てんさい等に基準値が設定されてございます。今回、さといもへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されてございません。また、諸外国におきましては、米国におけるぶどう、トマト等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準が設定されております。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで5回御評価をいただいております。直近のADIは0.1 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしと評価されてございます。

おめぐりいただきまして、2剤目、農薬シモキサニルでございます。本件につきましても、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本において、農薬登録はされており、ばれいしょ、はくさい等への登録がなされているものでございます。今回、さといもへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。また、諸外国におきましては、米国におけるばれいしょ、たまねぎ等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定され

てございます。

食品安全委員会の評価等でございますが、これまで2回評価をいただいております、直近のADIは0.013 mg/kg 体重/day、ARfDは0.08 mg/kg 体重と評価されてございます。

おめくりいただきまして、3剤目、農薬フルベンジアミドでございます。本件につきましても、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされており、もも、キャベツ等に基準値が設定されてございます。今回、きくの葉、びわへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRで毒性評価がなされており、ADIが0.02 mg/kg 体重/day、ARfDが0.2 mg/kg 体重と評価されており、レタス、トマト等に国際基準が設定されております。また、諸外国におきましては、米国における果菜類、仁果類等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで5回御評価をいただいております、直近のADIは0.017 mg/kg 体重/day、授乳中の女性の方のARfDにつきましましては0.15 mg/kg 体重、一般の集団につきましましてはARfDの設定の必要なしと評価されてございます。

おめくりいただきまして、別添2でございます。食品安全委員会に評価依頼を2回以降お願いするものにつきまして、追加データを出させていただいたものを列記してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今御説明いただいた農薬3品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田緑委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

農薬アミスルブロムにつきましましては、作物残留試験の結果のみが、農薬シモキサニルに

つきましては、作物残留試験及び家畜代謝試験の結果のみが、農薬フルベンジアミドにつきましては、作物残留試験、家畜代謝試験及び家畜残留試験の結果のみが、それぞれ追加されております。このうち家畜代謝試験及び家畜残留試験につきましては、海外及び国際機関の評価書を用いた評価が既に行われておりますので、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今説明いただきましたが、農薬アミスルブロム、シモキサニル及びフルベンジアミドについては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことで、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するという事によろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

黒羽室長、ありがとうございます。

続きまして、農林水産省からの評価品目について、石川畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石川畜水産安全管理課長 農林水産省畜水産安全管理課長の石川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、今回、当省から食品健康影響評価をお願いしますのは、資料1-3のカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップについてでございます。

飼料中の農薬の残留基準につきましては、食品でのポジティブリスト制度の導入に伴い、飼料中の農薬にも飼料安全法において暫定的に基準値を設定し、順次見直しを行っているところでございます。今般、評価に必要な資料が整いましたので、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づき、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

1の評価を依頼する農薬の概要でございますが、カルタップ、チオシクラム、ベンスルタップは、ネライストキシン系殺虫剤と呼ばれる農薬でございます。別々の農薬でございますが、昆虫の体内で共通代謝物であるネライストキシンに変化することによって殺虫作用を示すと考えられているものでございます。

これらの飼料中の残留基準値は、牧草及び小麦、とうもろこしなどの穀類に設定しているところでございますが、これらの農薬は、ネライストキシンに変化させて分析して、カルタップ含量に換算し、それらの総和を残留基準値としております。

なお、これらの農薬につきましては、本年10月16日の委員会において厚生労働省から諮

問説明があったと思います。本来であれば、この時に農林水産省からも委員会で説明すべきであったところではございますが、厚生労働省から諮問する旨の連絡がなかったことから、事後の説明となりました。今後は、厚生労働省とともに連携して、同時に諮問説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、追加という形になるのでしょうか、農薬専門調査会において審議することといたします。

石川課長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週12月25日火曜日14時から開催を予定しております。

また、21日金曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で、14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第724回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。